

質問第三号

米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの配備に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年二月五日

照屋寛徳

参議院議長 斎藤十朗殿

米軍普天間飛行場への米海兵隊垂直離着陸機MV-22オスプレイの配備に関する質問主意書

平成十一年一月二十日、在沖米海兵隊第三海兵遠征軍のジョン・カステロー副司令官が「米軍普天間飛行場配備のCH-46E、CH-53E型ヘリコプターが二〇〇七年から二〇〇八年に最新鋭垂直離着陸機MV-22オスプレイに更新される。普天間飛行場の返還・移設が実現していない場合でも配備する」旨発表した。

MV-22オスプレイの普天間飛行場への配備は、基地機能の強化であり、県民の生命・身体安全に対する危機であり、平穏な県民生活を破壊するものであって、断じて容認できない。

政府は、普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備を認めてはならない。

この件に関し以下質問する。

一、政府は、米軍普天間飛行場へのMV-22オスプレイ配備に関するジョン・カステロー副司令官の発言を承知しているのか。承知しているのであれば、同発言をどのように理解しているのか、同発言について米政府にその真意・内容について照会したのか、照会したなら米政府の回答内容について、それぞれ明らかにされたい。

二、現在、米軍普天間飛行場に配備されているCH-46E、CH-53E型機と比較したMV-22オスプレイ

の速力、航続距離、積載能力、機体の特徴等について、政府はどのように把握しているのか明らかにされたい。

三、米国防総省のエグゼクティブ・レポート「日本国沖縄の普天間海兵航空基地の移設に関する国防総省の機能分析と運用構想」（一九九七年九月三日）及び「運用所用と運用概念―普天間飛行場の移設」（一九九七年九月二十九日）によると、MV-22オスプレイ三十六機の配備を前提に普天間飛行場返還に伴う代替海上基地の建設が構想されていることが明らかである。

政府は、海上基地へのMV-22オスプレイ配備についてアメリカから提案を受けているのかどうか、また、提案があったら容認するのか明らかにされたい。

四、「普天間飛行場に関するSACO最終報告」（平成八年十二月二十日）によると、「海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離着陸できる航空機の運用も支援する能力を有する」とあるが、MV-22オスプレイの配備を日米両政府で合意したのか。そうでなければ、政府は右最終報告における海上施設にMV-22オスプレイは配備されないことを明らかにされたい。また、右最終報告でいう「短距離で離着陸できる航空機」とはいかなる機種の航空機なのか説明された

い。

五、政府は、MV-22オスプレイ配備に伴う安全性、騒音問題、基地機能への影響、県民生活への影響を調査検討したことがあるのか、あるとすればその概要を明らかにされたい。

右質問する。